

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の半導体の貿易  
に関する取極

I 目的

この取極の目的は、市場原理並びに合衆国及び日本国の産業の競争力の状態に基づいて、かつ、関税及び貿易に関する一般協定（以下「ガット」という。）の確立された諸原則に従って、半導体の自由貿易を促進することである。両政府は、この点に関し、千九百八十六年九月二日付けの日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の半導体の貿易に関する取極（以下「千九百八十六年の取極」という。）の重要性を再確認するとともに、千九百八十六年の取極の下で達成された進展を増進する両政府の決意を強調する。

## II 市場参入機会

1 千九百八十六年の取極の期間にわたって、両政府、両国の半導体産業及び日本国の半導体使用者は、外国系半導体企業の日本国における市場参入機会の増大に努力してきた。この結果、市場参入における実質的な進展が達成された。

他方、両政府は、一層の努力の必要性を認識するとともに、外国系半導体企業に対し日本国における増大した市場参入機会を提供し、かつ、日本国の半導体使用者と外国系半導体供給者との間の買い手及び売り手の協力関係の促進を提供する枠組みを更に発展させる必要性を認識する。日本国の半導体使用者は、外国系半導体の供給及び使用が実質的に伸長することを予想する。アメリカ合衆国政府は、

外国系半導体産業の競争力がより反映されて、日本国市場における外国系半導体の販売が更に増加することを予想する。

2 両政府は、参入機会における予期される改善は、この取極の期間にわたって緩やかでかつ着実なものであるべきことに合意する。販売は、競争力のある幅広い範囲の製品にわたって予想される。

3 日本国政府は、日本国の半導体使用者に対し、外国系企業の本国における市場参入機会を増大させるために一層の努力を行う必要性及びこれらの機会を積極的に活用する必要性を認識させる。日本国政府は、日本国の顧客との共同製品開発を含む日本国の半導体購入者と外国系生産者との間の長期的関係の促進及び両政府が適当と考えるその他

の活動を通じて、日本国における外国系半導体の販売の拡大のための支援を提供する。

4 アメリカ合衆国政府は、合衆国の半導体生産者に対し、外国系企業の日本国における市場参入機会を増大させるために一層の努力を行う必要性及び日本国市場におけるすべての販売機会を積極的に追求する必要性を認識させる。アメリカ合衆国政府は、日本国の顧客との共同製品開発を含む日本国の半導体購入者と外国系生産者との間の長期的関係の促進及び両政府が適当と考えるその他の活動を通じて、日本国における外国系半導体の販売の拡大のための支援を提供する。

5 両政府は、この取極の市場参入機会に係る目的に資する日本国の半導体生産者と外国系半導体生産者との間の長期

的協力関係の確立及び発展を歓迎し、かつ、支援する。

6 日本国政府は、半導体国際交流センター、日本電子機械工業会外国系半導体ユーズー協議会その他の関係団体に対し、セミナー、展示会、共同委員会及びタスクフォースによる調査研究並びに貿易ミッション等の活動を組織するに当たって中心的な役割を果たすよう勸奨する。アメリカ合衆国政府は、米国半導体工業会その他の関係団体に対し、前記の活動を組織するに当たって中心的な役割を果たすよう勸奨する。

これらの活動は、(a)より多くの情報交換及び相互理解を促進すること並びに(b)外国系供給者の市場参入機会の増大につながることを目的とすべきである。両政府は、これらの活動を支援する。

7 a この取極の下で達成された進展の総合的評価を行うに当たっては、市場シェアに特別な注意が払われるべきである。両政府は、また、外国系半導体のデザイン・インその他の日本国の半導体購入者又は供給者と外国系半導体供給者との間の長期的関係の進展を含む他の重要な量的及び質的要素を特に考慮に入れなければならない。

b 両政府は、また、競争力要因、この取極の下で又は取極に関連して勸奨される外国系企業及び日本企業の努力、両政府の努力並びに関係当事者の努力とは独立したものであって市場に重大な影響を与える他の要素等外国系半導体の市場シェアの改善を左右する諸要素を公正かつ具体的な方法によって評価しなければならない。

8 両政府は、日本国における外国系半導体の市場シェアを

検討するに当たって、附属書Aに概要が定められる統計方式を使用することに合意する。

9 両政府は、この取極に規定する評価を行うに当たって、民間部門の見解及び専門知識を注意深く検討することの重要性について合意する。この目的のため、半導体業界及び半導体使用者の業界並びに両政府の専門家から成る作業部会が、市場参入機会の改善の進展に関連する諸要素及びこの取極に関連するその他の市場参入機会の問題を分析し及び評価するために定期的に会合を開くことが勧奨される。IV 3に規定する協議の一部は、当該作業部会の見解の提出及びこれらの問題に関する前記の専門家との討議に充てられる。

10 日本国政府は、合衆国の半導体業界が日本国市場におけ

る外国系半導体のシェアが増加して千九百九十二年末までに二十パーセントを超えることを期待していることを認識し、この期待は実現され得ると考える。日本国政府は、この期待の実現を歓迎する。両政府は、前記の記述が外国系半導体の市場シェアの保証、最高値又は最低値を構成するものでないことに合意する。

### III 損害を与えるダンピングに関する措置

1 両政府は、半導体産業の特異な性質及び歴史にかんがみ、ガット及び関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（以下「ガット・ダンピング防止規約」という。）の諸規定に合致した効果的かつ迅速なダンピング防止措置を通じて、損害を与えるダンピングの問題を回避する必要性を認識する。

## 2 資料の収集

a 日本国政府は、日本国から合衆国市場に輸出される品目であつて附屬書Bに特定するものに関し、アメリカ合衆国向けに輸出される製品の実質上すべてを占める日本の半導体輸出者が企業別かつ品目別の原価、国内価格及び合衆国向け輸出価格に関する資料を収集し、かつ、保管することを確保する。

これらの品目は、日本国の企業が相当量の生産を行い、輸出が増加している半導体であつて、(i)標準汎用半導体であること又は(ii)公正価額未滿の販売のおそれの証拠があること、のいずれかの基準に該当するものの中から、両政府の合意により特定されたものである。

品目の一覧表は、必要に応じ見直される。前記の基準

に該当する場合には、いずれか一方の政府の要請により、新たな品目を追加することができる。両政府の合意により、一覽表から品目を削除することができる。

b 日本国政府は、日本国の前記の半導体輸出者が両政府によって合意される形式及び範囲を用いて前記の資料を収集することを確保する。日本国の当該半導体輸出者は、aの規定に従って特定された品目についてアメリカ合衆国内の関係企業からアメリカ合衆国内の最初の関係のない企業への販売価格に関する資料を収集しかつ保管するよう助言される。

c この2の下での資料の収集及び保管をbに規定する形式及び範囲を用いて行うこととする目的は、専ら、日本企業による自らの使用、4及び7bの反ダンピング手続

における使用並びにIV 2 cの場合の使用のためのそれらの資料の活用にある。

3 アメリカ合衆国政府は、自らの発意による場合であっても、も、また、提訴への対応による場合であっても、同政府が利用できる情報に基づき、反ダンピング調査を開始する完全な権利を保持する。日本国政府が日本国の半導体輸出者による資料の収集を確保している品目に関し、アメリカ合衆国政府が自らの発意により反ダンピング調査を開始する場合には、両政府は、そのような調査の開始前にIV 4に規定する緊急協議に入る。

4 日本国政府が日本国の半導体輸出者による資料の収集を確保している品目に関し、アメリカ合衆国政府によりアメリカ合衆国市場に関する反ダンピング措置が開始される場

合には、日本国政府は、影響を受ける日本国の半導体輸  
出者に対し、2 b の下で収集した資料を質問状が提示され  
てから十四日以内に合衆国商務省に提出するよう勧奨す  
る。追加的な資料は、通常の合衆国の反ダンピング手続  
に従って提出される。

5 両政府は、第三国市場における損害を与えるダンピング  
に対し、ガット及びガット・ダンピング防止規約の関連規  
定に従って措置をとる権利を留保する。

6 両政府は、ガット・ダンピング防止規約第十二条の規定  
に従ってとられる措置に関する協力の重要性を再確認す  
るとともに、自国の産業界がこれらの規定に盛り込まれた原則を  
支持するよう勧奨する。

7 a 両政府は、ガット・ダンピング防止規約第十二条の規

定に基づいて行われた申請に従い第三国が反ダンピング  
手続を開始する場合において自国の半導体輸出者が第三  
国の関係当局からの要請に応じて迅速に資料を提出する  
ことの重要性を認識する。

b 日本国政府は、この点に関し、このような第三国から  
の要請に応じて、影響を受ける日本国の半導体輸出者が  
2 b の下で収集した資料又はイー・ピー・ロムの場合に  
はIV 1 にいう改正された中断取決めの規定に従って収集  
された資料を提出するよう勧奨する。

#### IV 一般条項

1 両政府は、イー・ピー・ロムについての中断取決めが改  
正された中断取決めによって代替され、また、二百五十六  
キロビット以上のダイナミック・ラムの中断取決めが終了

し、かつ、現在中断されている二百五十六キロビット以上のダイナミック・ラムに関する反ダンピング調査を合衆国商務省が終了させるまで、また、そのようにならない限り、この取極の規定が実施されないことを合意する。

2 a 日本国政府がⅢ2の下で日本国の半導体輸出者による資料の収集を確保している品目に関し、アメリカ合衆国政府が提訴により又は行政権限の行使により合衆国市場に関する反ダンピング調査を開始する場合には、両政府は、4に定める緊急協議に入る。

b 日本国政府がⅢ2の下で日本国の半導体輸出者による資料の収集を確保している品目に関し、第三国市場における日本国の半導体輸出者によるダンピングが合衆国の半導体産業に損害を与えていると主張してガット・ダン

ピング防止規約第十二条に基づき申請を求め提訴をアメリカ合衆国政府が受けた場合には、アメリカ合衆国政府は、4に定める緊急協議の開催を要請する。緊急協議は、当該申請が行われる前に開催される。

c 両政府は、bに規定する協議において、アメリカ合衆国政府にとって利用可能な情報及び合衆国の半導体産業に与えている損害の程度に関する情報の信頼性及び正確性について協議する。日本国の輸出者がダンピングを行っているか行っていないかについて両政府間に意見の相違がある場合には、日本国政府は、影響を受ける日本国の輸出者に対し、提出される情報がアメリカ合衆国政府によって合衆国市場における反ダンピング案件のために用いられることはないという条件の下で、III 2 bの下で

収集された資料又はイー・ピー・ロムの場合には1にいう改正された中断取決めの規定に従って収集された資料の中から得られ、かつ、合意された形式に従って秘扱いでない形に編集された企業別の情報を、協議における使用のために両政府に提出するよう協力を助言する。

d 日本国政府が合衆国の半導体輸出者を対象としてガット・ダンピング防止規約第十二条に基づき申請を行おうとする場合には、b及びcに定める方法と同様の方法による緊急協議が行われる。

3 両政府は、進捗状況<sup>ちんしゆく</sup>を測定し及び評価するための並びに起こり得る問題又は紛争<sup>きんそう</sup>に対処するための定期協議がこの取極の目的の達成にとって必要であることに合意する。この目的のため、両政府間に別段の合意がない限り、政府間

の半導体定期協議が年三回行われる。

4 いずれの政府も、緊急協議を要請することができる。このような協議は、両政府がより遅い開始日に相互に合意しない限り、要請が行われた日から十四日以内に開始されなければならない。

5 3及び4に定める協議において、この取極の下で求められている努力の不足を含む日本国における外国系半導体の販売に関する問題が特定された場合には、当該問題は、速やかに解決されなければならない。

6 3に定める協議を促進するため、両国の関係団体は、両政府が3にいう進捗状況を測定し及び評価するため並びに起こり得る問題又は紛争に対処するために必要な情報及び資料を提出するよう勧奨される。

- 7 この取極の基礎の重大な変更があった場合又はこの取極の目的が達成されない場合には、この取極の改正の可能性を含め、このような状況への対処及びこれの是正のために、緊急協議が開催される。日本国企業の中断取決め違反又は同取決めの適用範囲が八十五パーセントを下回ることによる同取決めの終了は、原則として、この取極の基礎の重大な変更又はこの取極の目的の未達を構成しない。中断取決めの終了が予想される場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、その意図及び理由を通報する。
- 8 両政府が7に定める緊急協議において合意に達することができない場合には、いずれか一方の政府は、他方の政府に対する書面による六十日間の通告により、この取極の規定の全部又は一部を終了させることができる。

9 この取極の規定は、両政府により、それぞれ自国の法令に従って、実施され又は施行される。この取極のいかなる規定も、それぞれの国の独占禁止法又は反トラスト法の例外を作り出すものではないことが確認される。

10 この取極及びこの取極の下での両国の関係当事者間の協力は、第三国の利益を損なうことを意図するものではない。それぞれの政府は、要請があったときは、利害関係を有するいかなる第三国とも協議する用意がある。

11 両政府は、この取極がガットに基づく両政府の権利及び義務に影響を与えるものではないことを認識する。

12 この取極の期間は、千九百九十一年八月一日から始まる五年間とする。この取極の第三年目が終了する時点において、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、千九百九十六

年七月三十一日以前にこの取極を終了させることが適切であるかないかにつき、見直しを行い共同で決定を行う。

## 附屬書A 統計方式

### 1 計算式

両政府は、次の二つの計算式に合意する。

#### 計算式 1

DCP (参加者) + デイスクリート + 合衆国非参加者の推計値  
+ 他の外国系 (他の外国系非参加者の推計値を含む。)  
+ 合衆国輸出者を通じた外国系販売額 + 社内使用 - 再輸出

通産省・大蔵省統計 (所要の調整が行われる。) 注 - キャンペイン

(外国系半導体は、「最終組立品」により記録される。) 計算式 2

DCP (参加者) + デイスクリート + 合衆国非参加者の推計値  
+ 他の外国系 (他の外国系非参加者の推計値を含む。)  
+ 合衆国輸出者を通じた外国系販売額 + 社内使用 + キャンペイン - 再輸出

通産省・大蔵省統計 (所要の調整が行われる。) 注

(外国系半導体は、「ブランド」により記録される。)

2

定義

定義は、次のとおりである。

A D C P 日米データ・コレクション・プログラムに報告される日本国市場向けの外国系企業の販売額（同販売額は、D C Pの定義によって決定される。）

B 他の外国系 日本系でも米国系でもない半導体企業の日本国市場向けの販売額。理想的には、D C P手続の下で欧州、韓国、台湾その他の半導体供給者による直接報告が行われる。非参加者の推計値は、他の外国系供給者も対象と

注 分母及び分子の双方において、製品の評価について一貫した取扱いが行われる。調整方法については、アメリカ合衆国政府によりD C P説明書が作成された後に協議が行われる。

する。

C 合衆国輸出者を通じた外国系販売額 合衆国内の輸出者に販売された後に日本国市場に販売される外国系企業の販売額

D 社内使用 外販市場においても半導体を販売する企業によつて製造され、かつ、同企業により社内消費される半導体

E 再輸出 日本国向け出荷としてDCPに報告された外国系半導体製品であつて、その後半導体のままで日本国から輸出されるもの

F 通産省・大蔵省統計 日本国の半導体市場の規模に関する日本国政府の公式統計

国内生産と輸入との和から輸出及び在庫増を除いたもの

として計算される。

G キャプティブ 「ピュア・キャプティブ」。外販市場において半導体を販売しない企業によって製造され、かつ、同企業により社内で消費される半導体

注 4 B いう検証委員会は、「合衆国輸出者を通じた外国系販売額」及び「再輸出」の把握方法を開発する。

### 3 参加

D C P は、可能な限り広範な対象範囲を提供すべきである。最大限の直接報告を達成するために、合衆国側は、D C P に報告する合衆国企業の数可能な限り拡大する。両政府は、更に、適切な方法により、他の外国系（非合衆国）企業に対し D C P に参加するよう勧奨する。

### 4 検証

A 正確性及び信頼性は、統計方式にとって重要な要素である。両政府は、資料の正確性及び信頼性を確認するために十分な透明性のある手続を確立する。

B 市場シェアに関する資料の正確性及び信頼性を確保するために、検証委員会が設立される。この委員会は、両政府からの委員により構成される。委員会は、三箇月ごとに市場シェアに関する統計を検討する。

D C P 資料の正確性及び信頼性を確認するための資料交換手続は、次のとおりである。

(i) アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、合衆国の D C P 参加企業全体の日本国の各使用者への総販売額に関する資料を四半期ごとに提供する。合衆国系半導体が日本国の使用者に直接出荷されていない場合には、アメ

リカ合衆国政府は、日本国政府に対し、同種の情報を可能な限り提供する。

(ii) 日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、日本国の通産省ユーザー調査参加企業全体の合衆国のDCP参加各企業からの総購入額に関する資料を四半期ごとに提供する。

(iii) 企業秘密情報の秘密性を確保するため、両政府は、前記の手続を実施する適当な政府の職員を指定し、資料の完全な秘密性を保持する。

(iv) 仮にデータ間に大きな差が発見される場合には、各政府は、個別資料の見直しを行うために各企業の（アメリカ合衆国政府は、合衆国の企業についての、日本国政府は、日本国の企業についての）同意及び協力を求める

ものとし、そのような同意が得られた場合には、個別の企業のデータの見直しを行う。各政府は、そのような差の原因を十分に理解できるまで究明し続け、かつ、適切なな是正措置を講ずる。

C 両政府は、統計方式の透明性及び信頼性を確保するためには合衆国の供給者と日本国の使用者との間で半導体の出荷及び販売についての情報の交換を円滑に行うことが必要であることを認識し、合衆国の個々の製造者及び日本国の個々の使用者に対し、資料の報告に関する相互の間の照会に適切に回答するように要請する。この情報交換により、主として、使用者は、自らの購入する半導体がどのように D C P に報告されるかについて知ることができるようになり、また、外国系のラベルを有する半導体で計算式 1 の下

では外国系半導体としてDCPに報告されないものが、計算式2の下では外国系半導体としてDCPに報告される事例について知ることができるようになる。さらに、この情報交換により、外国系製造者は、顧客が取引を通産省ユーザ―調査にどのように報告するかを知ることができるようになる。同様の趣旨で、両政府は、日本国の使用者及び外国系供給者に対し、個々の販売が報告される方法を当該使用者及び供給者が知ることができるよう、統計方式についての詳細な説明を可能な限り行う。

D 前記の検証手続は、両政府の合意により修正することができる。

## 5 推計

A 両政府は、非参加者による日本国市場への販売額及び参

加者の非報告分に関する推計を行うため、推計委員会を設立する。同委員会は、日本電子機械工業会外国系半導体ユ—ザー協議会の職員、合衆国半導体工業会の職員、日本国政府（通商産業省）及びアメリカ合衆国政府からの委員により構成される。

B 推計委員会の委員は、すべての企業秘密情報の秘密性を保証する。推計に用いられる手続及び方法は、次のとおりである。

(i) 推計は、次の情報源の総合的評価に基づいて行われる。

年次報告書その他の企業会計資料で会計法人によって監査を受けたもの及び合衆国証券取引委員会に提出された報告書類

非参加企業からの直接回答であつて、同委員会が信頼できると判断するもの

D C P 非参加者からの購入額に関する通産省ユーザー調査資料。同調査は、中立的な会計法人により実施される。(この調査を実施するために中立的な会計法人を使用することについては、(ii)にいう計算式に関して千九百九十一年十月一日までに推計委員会が同意することが条件である。)

同委員会によつて必要と判断されるその他の関連情報源

(ii) (i)にいう通産省ユーザー調査は、日本国市場全体に対する外国系半導体販売額の百パーセントを捕捉<sup>かく</sup>していないため、同調査が使用される場合には、各非参加者及び

各非報告参加者の日本市場への全出荷額を推計するため  
に、調整要素が適用される。この目的のための最初の計  
算式は、千九百九十一年十月一日までに決定される。

6 その他

A 両政府は、関係事務の一部を、資料の秘密性の遵守を含  
む信頼性を有する能力のある機関としての中立的な会計法  
人に委託することがある。

B 両政府は、外国系市場シェアに関する市場の傾向の検討  
を行うために、他の資料源を考慮する。他の資料源とは、  
通産省ユーザー調査及び世界半導体貿易統計プログラムで  
ある。

附属書B

モス・ダイナミック・ラム／ビデオ・ラム  
モス・スタティック・ラム  
マイクロプロセッサ  
マイクロコントローラ  
エイシックス  
イー・シー・エル・ロジック